資料２

子どもの権利をめぐる国の制度と自治体の動き

令和８年２月１９日（木）

第１回子どもの権利に関する条例
制定審議会資料

国連ー「児童の権利に関する条約」

- 1989年　国連総会において採択された国際条約
  通称：子どもの権利条約　日本は1994年に批准
  196の国と地域が締約（公益財団法人日本ユニセフ協会HPより）

- すべての子ども（18歳未満）が対象
- 子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程で保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている
  →法律や条例の理念の基礎となっている

国連ー「児童の権利に関する条約」

【４つの原則】



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

（公益財団法人日本ユニセフ協会HPより）

国の動向ー「こども基本法」の制定

- 2022年（令和4年）6月成立
- 2023年（令和5年）4月施行　　※施行と同時にこども家庭庁を創設

・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法

・全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている

・こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等への意見の反映などについて定めている

（こども家庭庁HPこども基本法より抜粋）

自治体ー子どもの権利に関する条例

1998年（平成10年） 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例
【全国初】

2000年（平成12年） 川崎市子どもの権利に関する条例
【総合的な条例として全国初】
※子どもの権利保障をはかる総合的な条例制定　93自治体
（2026年（令和8年）1月現在）
（子どもの権利条約総合研究所作成資料より）

子どもの権利に関する条例の一般的な内容

・前文
・目的、定義、基本理念
・家庭、地域、行政の役割
・施策の策定、推進に関すること
・子どもの意見表明、参加機会に関すること
・権利侵害時の対応　　など

子どもの権利救済機関

・設置趣旨
子どもの権利侵害が生じた場合、又はそのおそれがある場合に、
子ども自身が安心して相談し、適切な救済を受けられる仕組みとして
自治体が設置

・位置づけ
行政や学校の外部に独立した第三者機関として設置

・主な機能
相談・受付、調査、勧告、権利啓発